

平成19年第1回京丹波町議会臨時会

平成19年2月15日(木)

開会 午前9時00分

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第1号 京丹波町質美財産区有財産の処分について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

- | | | | |
|-----|----|-----|---|
| 1番 | 西山 | 和樹 | 君 |
| 2番 | 室田 | 隆一郎 | 君 |
| 3番 | 東 | まさ子 | 君 |
| 5番 | 横山 | 勲 | 君 |
| 6番 | 坂本 | 美智代 | 君 |
| 7番 | 今西 | 孝司 | 君 |
| 8番 | 小田 | 耕治 | 君 |
| 9番 | 畠中 | 勉 | 君 |
| 10番 | 山田 | 均 | 君 |
| 11番 | 藤田 | 正夫 | 君 |
| 12番 | 山内 | 武夫 | 君 |
| 13番 | 篠塚 | 信太郎 | 君 |
| 14番 | 吉田 | 忍 | 君 |
| 16番 | 野口 | 久之 | 君 |
| 17番 | 野間 | 和幸 | 君 |
| 18番 | 岡本 | 勇 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席したものの氏名（9名）

町	長	松原茂樹君
助	役	上田正君
助	役	堀郁太郎君
参	事	田淵敬治君
参	事	寺井行雄君
瑞穂支所長		森田一三君
和知支所長		片山長男君
総務課長		谷俊明君
産業振興課長		山田進君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	伊藤康彦君
書記	山内圭司君

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・東 まさ子君、5番議員・横山 勲君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第1号の1件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

1月22日から23日には別紙のとおり議員派遣を許可したので報告いたします。

閉会中には産業建設常任委員会が開催され、所管の調査の予定のところ悪天のために延期となっております。

議会広報特別委員会は、議会だより第6号の協議と発行が行われました。

本日、また本会議終了後、議員全員協議会をこの場において開催いたします。議員の皆さんよろしくお願ひいたします。

また、午後1時30分から福祉厚生常任委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご

苦勞さんですが、よろしくお願いいたします。

本臨時会に山本教育長から他の公務のため欠席する旨の届を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第1号 京丹波町質美財産区有財産の処分について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、議案第1号 京丹波町質美財産区有財産の処分についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

おはようございます。本日ここに、平成19年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

それでは早速でございますが、本日提案させていただきます議案第1号 京丹波町質美財産区有財産の処分につきまして、その概要を説明させていただきます。

京丹波町質美財産区が保有しております京丹波町質美クマカ谷17番の山林201,573㎡についてであります。その現況が松枯れ被害地や粗悪林相地となっている部分70,000㎡について、今後の森林の多面的機能の維持増進を図るため、分収林制度を活用し、森林の整備を行おうとするものであります。契約の相手方は、独立行政法人緑資源機構を造林費負担者とし、京丹波町森林組合を造林者として、分収割合は、財産区50%、造林費負担者40%、造林者10%となっております。契約期間につきましては、植栽から育成期間、標準伐期齢から算定される80年とするものであります。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） それでは議案第1号 京丹波町質美財産区有財産の処分について補足説明を申し上げたいと思います。

本区有財産の処分につきましては、町長が申されましたとおり多面的な森林機能の維持増進を目的といたしまして、分収造林契約を結ぶことについて地方自治法の規定により議決をお願いするものであります。この分収林制度につきましては、お手元の町長の提案理由の裏

面を見ていただきたいと思うわけですが、まず分収林制度そのものの内容でございますが、これにつきましては土地所有者と造林者の2者、あるいはこれに費用負担者を加えました3者において契約を結びまして、最終的には伐採時の収入を分け合うという制度となっております。今回につきましては資料の2番目に記載いたしております分収造林契約を財産区である所有者と造林費を負担する緑資源公団、それから造林者となる森林組合と3者契約を結ぼうとするものでございます。したがってその前提といたしまして、手続き的には地方自治法の規定により、財産区の財産処分としての貸付を行う旨の本議会の議決を得まして、さらに知事に協議をし、同意を得ることになっております。また、知事協議のその同意に一定の時間を要しますことから、加えまして緑資源公団との協議の中で平成18年度中の契約を求められておるところでございます、今回臨時会としてお世話になったところでございます。

それでは議案を朗読いたしまして説明とさせていただきます。議案第1号 京丹波町質美財産区有財産の処分について 下記の京丹波町質美財産区有財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記 1 貸付財産の表示 京丹波町質美クマカ谷17番 山林 台帳面積201,573㎡ 貸付地面積 70,000㎡、2 貸付の目的 分収造林の契約締結のため。3 契約の相手方 独立行政法人緑資源機構（造林費負担者）及び京丹波森林組合（造林者）、4 貸付期間 契約の日から80年 平成19年2月15日提出 質美財産区管理者 京丹波町長 松原茂樹 以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上説明のとおりであります。

議案第1号の質疑を行います。

○議長（岡本 勇君）

10番 山田君

○10番（山田 均君） ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。提案理由の中にあります松枯れの被害とか粗悪林ということでその部分を今回緑資源公団を含めて分収造林ということで提案になっているのですが、具体的にはこの70,000㎡のところはどういうものを植栽するのか。松をまた生やすということなのか、杉とかヒノキというものを植栽しようとするものなのかその辺わかっておればお尋ねしたい。

全体の事業費というのはどれくらいでやられようとしているのか。お尋ねしておきたいというように思います。

○議長（岡本 勇君）

谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） まず植栽する樹木の関係ですが、現在考えておられますのは杉、ヒノキでございます。

それからまことに申し訳ございませんが、事業費につきましては現在のところ算定ができていない状況でございます。これにつきましては造林費にかかる部分についてはすべて緑資源機構が負担をしていただくということになっておりますが、その植栽にかかる部分、あるいはそれ以降の育成にかかる部分ということでその都度、必要に応じて提示がされるというふうに理解をいたしております。

○議長（岡本 勇君）

10番 山田君

○10番（山田 均君） 合わせてお尋ねしておきたいと思います。

財産区の土地ということになっているのですが、旧瑞穂の場合には貸付地というのが多いわけですが、この提案になっておりますクマカ谷17番というのは財産区の貸付地になっておるのか、直営林なのかどうかということ。貸付地になっておれば貸与を受けている集落との契約といいますが関係はどういう形で整理をされるということになるのか。地上権は貸与されている集落が権利を持っておるわけでございますのでそこらへんはここには出てこないわけでございますがどうなのか、土地ということになれば財産区ということになるわけでございます。

それから付けていただいております箇所地図はこれはこれで大まかなところはわかるのですが、具体的には民地とのそういうものがあるのかどうか、これではまったくわからないわけですが、せめて森林図の縮小でもしていただいてこの部分の範囲ということくらいは資料として出していただきたいというように思います。

○議長（岡本 勇君）

谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） このクマカ谷17番という山林でございますが、これは非常に大きな面積を有しております、この中でさらに直営地、それからお尋ねの貸付地そのように中で分けられている状況でございます。今回の分収造林の契約を結ぼうとするのは第2種地、いわゆる貸付地の部分ということでございまして、その部分で現状から分収造林契約を財産区と結ばせていただくということになっております。

それから裏面で非常に見にくい部分で民地との関係ということでございますが、今回の

予定地はすべてその中に入っている部分でのところでございますので、直接民地と接するところとは出てこないということでございます。

この図面非常に見にくいんですが、128という形で左側から縦に降りているのと、右側から126の間に太い筋が入っておりますがこれがずーと全体的なクマカ谷17番の地番というようにご理解いただいたら結構かと思います。

○議長（岡本 勇君）

1番 西山君

○1番（西山和樹君） ひとつだけ聞いておきたいのですが、これ権利保全のためにおそらく何らかの形で登記はされると思いますが、どういう権利の登記をされるのか、地上権なのか、借地権なのか、それについてお伺いしておきたい。それから権利者を誰にするのかということについてお伺いしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君）

谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） これについては緑資源公団が地上権を設定する、地上権登記でございます。

○議長（岡本 勇君）

10番 山田君

○10番（山田 均君） もう一点お尋ねしておきたいと思います。

先ほど植栽の関係で杉、ヒノキという説明をいただいたのですが、もともとこの辺の地域説明にもありますように山頂付近は松が多いマツタケ林であったと思いますが、そういうところに杉、ヒノキを植栽して生育の関係でいけるということと判断されてそういうことをされるのかと思いますがどうなのか、分収造林では山頂付近を松林という方法はないのかどうか伺っておきたいと思います。

それから今回こういう分収造林という方式をとられてきたということは、聞くところによりますと、山の手入れを村役でしており怪我をされ、そういう問題からなかなか作業の共同で出いただくということができにくくなったというようなこともあるようでございます。確かに高齢化になってきて山の手入れはなかなかできにくい、森林組合に依頼するとそれだけ負担がいるということになりますので、こういう方法をとりますと費用を緑資源公団が出していただいて、80年という先はありますが、そこで一定の負担割合でいただくということになります。そういう方法を今後考えていくということもありうるのではないかと思います。何か緑資源にこういう分収造林の方法をとろうとすれば基準というものがあるのかど

うか。それと町として今後財産区を通じて、貸付地もあるわけですが、そういうような取り組みでいく啓蒙等あるのかどうか。あくまでも地元から出てきたものに対して対応するということなのか。森林の取り組みの考え方としてはどういう考え方をもっておられるのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君）

谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） まず樹木の選定の関係でございますが、これはすべて杉、ヒノキということで確実に話が整っているという状況にはなっていないわけですが、基本的な考え方としては、現状将来的な財産形成そういった部分も含めまして、杉、ヒノキという植栽を検討しているという状況でございます。

それからこういう緑資源公団との分収造林契約の基準の関係でございますが、基本的には50,000㎡以上の提供ができるということがございます。それから入会、官公等複雑な権利関係がない土地でないといふことですよ、あるいは分収林特別措置法という法律があるようございますが、その法律に基づく縛りのない分収造林契約のできる土地というような条件もあるようございます。それから先ほども申しあげました地上権設定ができる土地であるとか、あるいは土地所有者としての義務を負える土地というような一定の選定基準が設けられているところでございます。

それから、今後の全体的な町としてのこういった分収造林契約の計画といいますかそういった部分はどうかということでございますが、民地といいますか生産森林組合こういった部分でそれぞれが現状としては分収造林契約を結ばれておるといふような例も承知をいたしておるわけございまして、これからの高齢化社会、あるいは山林労働力の低下といったことを考えますと若干、最終的な取り分といいますか分収割合が問題になろうかと思いますが、そういった部分で啓発をしていくことは非常に重要なことであろうというふうに理解をいたしております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

議案第1号京丹波町議会質美財産区有財産の処分について、原案のとおり決することに賛

成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成19年第1回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

なお、先ほど諸般の報告の中で、産業建設常任委員会の所管調査の予定が延期ということを申しあげましたが、調査研究がされましたことを訂正いたしましてお詫びといたします。

ご苦勞さんでございました。

午前9時24分 閉会